

第1章

適切に減損処理を行うには？

非上場株式の評価に係る 会計上の取扱いと留意点

有限責任 監査法人
公認会計士 小川 枝津子

はじめに

一般事業会社において、業務上関係のある企業の株式を保有するなどで、非上場株式を保有するケースがみられる。この非上場株式については、市場がないことから、その処理に際しては慎重な判断を要することが多いと考えられる。本稿では、非上場株式の評価に係る会計上の取扱いについて、日本基準の観点から解説する。なお、非上場株式の取引としては、企業集団内での取引も想定されるが、本稿では第三者間での取引に基づくものを対象とする。なお、文中の意見に関する部分は、筆者の私見である。

非上場株式の取引 における基本的な 会計処理

非上場株式に関する基本的な会計処理は、一連の取引の流れに基づく次のとおりとなる。

(1) 取得の会計処理

非上場株式を取得した場合、取得原価で認識する（企業会計基準10号「金融商品に関する会計基準」（以下、「会計基準」という）19項(2)、日本公認会計士協会会計制度委員会報告14号「金融商品会計に関する実務指針」（以下、「実務指針」という）29項、63項）。この取得原価には、売買契約に基づく非上場株式の対価のほか、支払手数料など取得時における付随費用（経常的に発生し、非上場株式

(2) 保有に伴う会計処理

との対応関係が明確でないものを除く）を含める（実務指針56項）。取得した非上場株式は、投資先が子会社または関連会社でない限り、その他有価証券として保有するものと思われる（実務指針59項）。

非上場株式は、時価を把握することが極めて困難と認められる株式であることから、毎決算時において時価評価は行わず、取得原価をもって貸借対照表価額とする（会計基準19項(2)）。ただし、非上場株式の発行会社の財政状態の悪化によって実質価額が著しく低下したときは、相当の減額を行い、評価差額は当期の損失として処理する（会計基準21項、実務指針92項）。この「財政状態の悪化」と「実質価額が著しく低下した」との詳細については、図表1を参

照されたい。

評価差額の科目としては投資有価証券評価損などが考えられ、臨時的かつ巨額と認められる場合を除き、通常、営業外費用として処理するものと考えられる。

なお、減損処理を行った非上場株式については、減損処理後の取得原価を翌期首における取得原価とすることとなるため（会計基準22項）、翌期以降の減損処理の要否については、実質価額と減損処理後の取得原価を比べて判定することとなる。

(3) 処分に関する会計処理

非上場株式を売却した場合、非上場株式の消滅を認識し、売却時における貸借対照表価額と売却価額との差額は当期の損益として処理する（会計基準11項）。売却差額の科目は投資有価証券売却益または投資有価証券売却損などとし、臨時的かつ巨額と認められる場合を除き、通常、営業外収益または営業外費用として処理する（財務諸表等規則90、93）。

(4) 開示

非上場株式については、有価証券に関する注記として、次の開示を行う必要がある（連結財務諸表規則15の6、財務諸表等規則8の7）。